

独立行政法人住宅金融支援機構法案要綱

第一 機構の目的

独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）は、一般の金融機関による住宅の建設等に必要資金の融通を支援するための貸付債権の譲受け等の業務を行うとともに、国民の住生活を取り巻く環境の変化に対応した良質な住宅の建設等に必要資金の調達等に関する情報の提供その他の援助の業務を行うほか、一般の金融機関による融通を補完するための災害復興建築物の建設等に必要資金の貸付けの業務を行うことにより、住宅の建設等に必要資金の円滑かつ効率的な融通を図り、もって国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とすること。

（第四条関係）

第二 資本金

機構の資本金について所要の規定を設けること。

（第六条関係）

第三 名称の使用制限

機構でない者は、住宅金融支援機構という名称を用いてはならないものとする。

（第七条関係）

第四 役員及び職員

一 機構の役員の数、職務及び権限、任期等について所要の規定を設けること。

(第八条から第十条まで関係)

二 機構の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を、その職を退いた後も含めて漏らしてはならないものとする事。

(第十一条関係)

三 機構の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなすものとする事。

(第十二条関係)

第五 業務の範囲

一 機構は、第一の目的を達成するため、次の業務を行うものとする事。

1 住宅の建設又は購入に必要な資金の貸付けに係る金融機関の貸付債権の譲受けを行う事。

2 1の貸付債権であつて、その信託及び当該信託の受益権の譲渡等を予定した貸付けに係るもの(以下「特定貸付債権」という。)のうち、住宅融資保険法に規定する保険関係が成立した貸付けに係るもの(その信託の受益権を含む。)を担保とする債券その他これに準ずる有価証券に係る債務の保証

(以下「特定債務保証」という。)を行う事。

- 3 住宅融資保険法による保険を行うこと。
- 4 住宅の建設、購入、改良又は移転（以下この4において「建設等」という。）をしようとする者又は住宅の建設等に関する事業を行う者に対し、必要な資金の調達又は良質な住宅の設計若しくは建設等に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
- 5 災害復興建築物の建設若しくは購入又は被災建築物の補修に必要な資金の貸付けを行うこと。
- 6 災害予防代替建築物の建設若しくは購入若しくは災害予防移転建築物の移転に必要な資金、災害予防関連工事に必要な資金又は地震に対する安全性の向上を主たる目的とする住宅の改良に必要な資金の貸付けを行うこと。
- 7 合理的土地利用建築物の建設若しくは合理的土地利用建築物で人の居住の用その他その本来の用途に供したことの無いものの購入に必要な資金又はマンションの共用部分の改良に必要な資金の貸付けを行うこと。
- 8 子どもを育成する家庭若しくは高齢者の家庭（単身の世帯を含む。9において同じ。）に適した良
好な居住性能及び居住環境を有する賃貸住宅若しくは賃貸の用に供する住宅部分が大部分を占める建

建築物の建設に必要な資金又は当該賃貸住宅の改良（当該賃貸住宅とすることを主たる目的とする人の居住の用その他その本来の用途に供したることのある建築物の改良を含む。）に必要な資金の貸付けを行うこと。

9 高齢者の家庭に適した良好な居住性能及び居住環境を有する住宅とすることを主たる目的とする住宅の改良（高齢者が自ら居住する住宅について行うものに限る。）に必要な資金又は高齢者向け優良賃貸住宅とすることを主たる目的とする人の居住の用に供したることのある住宅の購入に必要な資金の貸付けを行うこと。

10 機構が1の業務により譲り受ける貸付債権に係る貸付けを受けた者若しくは5から7まで若しくは二の1若しくは2による貸付けを受けた者とあらかじめ契約を締結して、その者が死亡した場合（重度障害の状態となった場合を含む。以下同じ。）に支払われる生命保険の保険金又は生命共済の共済金（以下この10において「保険金等」という。）を当該貸付けに係る債務の弁済に充当し、又は沖縄振興開発金融公庫法の規定による貸付けを受けた者とあらかじめ契約を締結して、その者が死亡した場合に支払われる保険金等により当該貸付けに係る債務を弁済すること。

11 1から10までの業務に附帯する業務を行うこと。

(第十三条第一項関係)

二 機構は、一の業務のほか、次の業務を行うものとする。

1 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の規定による貸付けを行うこと。

2 勤労者財産形成促進法の規定による貸付けを行うこと。

3 独立行政法人雇用・能力開発機構法の規定による委託に基づき、勤労者財産形成促進法に規定する業務の一部を行うこと。

4 1から3までの業務に附帯する業務を行うこと。

(第十三条第二項関係)

第六 業務の実施

一 機構は、第五の一の1、2及び5から9までの業務の実施に当たっては、住宅の建設等に必要な資金の需要及び供給の状況に応じて、一般の金融機関との適切な役割分担を図り、これらの業務を通じ、国民に対する住宅の建設等に必要な長期資金の融通が円滑に行われるよう努めなければならないものとする。

二 機構は、第五の一の1、2及び5から9までの業務の実施に当たっては、住宅の質の向上を図るために必要な事項に配慮して、貸付債権の譲受け、特定債務保証又は資金の貸付けの条件の適切な設定その他の必要な措置を講ずるとともに、国及び地方公共団体が行う良好な居住環境を整備するためのまちづくりその他の必要な施策について協力しなければならないものとする事。 (第十四条関係)

第七 緊急の必要がある場合の主務大臣の要求

一 主務大臣は、災害の発生、経済事情の急激な変動その他の事情が生じた場合において、国民の居住の安定確保を図るために金融上の支援を緊急に行う必要があると認めるときは、機構に対し、第五の業務に関し必要な措置をとることを求めることができるものとする事。

二 機構は、主務大臣から一の求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならないものとする事。 (第十五条関係)

第八 業務の委託

一 機構は、金融機関、債権回収会社及び地方公共団体等に対し、第五(一)の4を除く()の業務の一部を委託することができるものとする事。

二 機構は、必要があると認めるときは、一による業務の委託を受けた者に対し、その委託を受けた業務について報告を求め、又は機構の役員若しくは職員をしてその委託を受けた業務について必要な調査をさせることができるものとする。

三 機構は、沖縄振興開発金融公庫に対し、第五の一の1から3までの業務並びにこれらに附帯する業務の一部を委託することができるものとする。

(第十六条関係)

第九 区分経理

機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならないものとする。

1 第五の一の1及び2の業務並びに3の業務(特定貸付債権に係るものに限る。)並びにこれらに附帯する業務

2 第五の一の3の業務(特定貸付債権に係るものを除く。)及びこれに附帯する業務

3 第五の二の2の業務及びこれに附帯する業務

4 1から3までに掲げる業務以外の業務

(第十七条関係)

第十 利益及び損失の処理の特例等

機構の業務における利益及び損失の処理について所要の規定を設けること。

(第十八条関係)

第十一 長期借入金及び住宅金融支援機構債券等

一 機構は、第五の一の1から3まで及び5から10まで並びに第五の二の1及び2の業務に必要な費用に充てるため、主務大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は住宅金融支援機構債券(以下「機構債券」という。)を発行することができるものとする。

二 機構は、第五の二の2の業務に必要な費用に充てるため、主務大臣の認可を受けて、勤労者財産形成促進法に規定する勤労者財産形成貯蓄契約等を締結した金融機関等が引き受けるべきものとして、住宅金融支援機構財形住宅債券を発行することができるものとする。

(第十九条関係)

第十二 債務保証

政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の長期借入金又は機構債券に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。)について

保証することができるものとする。

(第二十条関係)

第十三 機構債券の担保のための貸付債権の信託

機構は、主務大臣の認可を受けて、機構債券に係る債務(第十二により政府が保証するものを除く。)の担保に供するため、その貸付債権の一部を信託会社等に信託することができるものとする。

(第二十一条関係)

第十四 貸付債権の信託の受益権の譲渡等

機構は、主務大臣の認可を受けて、第五の一の一の業務(以下「債権譲受業務」という。)又は第五の一の五から九まで若しくは第五の二の一の業務に必要な費用に充てるため、その貸付債権について、信託会社等に信託し、当該信託の受益権の譲渡等を行うことができるものとする。(第二十二条関係)

第十五 信託の受託者からの業務の受託等

一 機構は、第十三又は第十四の規定によりその貸付債権を信託し、又は譲渡するときは、当該信託の受託者又は当該貸付債権の譲受人から当該貸付債権に係る元利金の回収その他回収に関する業務及びこれに附帯する業務の全部を受託しなければならないものとする。

二 機構は、第八の一の金融機関又は債権回収会社に対し、一の規定により受託した業務の一部を委託することができるものとする。

三 機構は、沖縄振興開発金融公庫に対し、一の規定により受託した業務（債権譲受業務により譲り受けられた貸付債権に係るものに限る。）を委託することができるものとする。

（第二十三条関係）

第十六 金利変動準備基金

機構は、債権譲受業務及びこれに附帯する業務に必要な経費の財源をその運用によって得るために金利変動準備基金を設けるものとする。

（第二十五条関係）

第十七 雑則

一 報告及び検査

主務大臣は、この法律を施行するため必要があるときは、委託を受けた金融機関、債権回収会社、地方公共団体、沖縄振興開発金融公庫等（以下「受託者等」という。）に対し、その委託を受けた業務に関し報告をさせ、又はその職員に、受託者等の事務所に立ち入り、その委託を受けた業務に関する業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができるものとする。

(第二十六条関係)

二 権限の委任

主務大臣は、機構又は受託者に対する立入検査の権限の一部を内閣総理大臣に委任することができるものとする。

(第二十七条関係)

三 厚生労働大臣との協議

主務大臣は、第五の二の二の業務に関し、業務方法書の認可をしようとするときは、厚生労働大臣に協議しなければならないものとする。

(第二十八条関係)

四 主務大臣等

この法律及び独立行政法人通則法における主務大臣等について、所要の規定を設けること。

(第二十九条関係)

五 貸金業の規制等に関する法律及び国家公務員宿舎法の適用除外

貸金業の規制等に関する法律及び国家公務員宿舎法の適用除外を定めること。

(第三十条及び第三十一条関係)

第十八 罰則

所要の罰則規定を設けること。

(第三十二条から第三十六条まで関係)

第十九 附則

一 この法律は、一部の規定を除き、平成十九年四月一日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 機構は、この法律の施行の日に成立するものとし、成立後遅滞なく、その設立の登記をしなければならぬものとする。

(附則第二条関係)

三 公庫の解散並びに権利及び義務の承継等

住宅金融公庫(以下「公庫」という。)は、機構の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、国が承継する資産を除き、機構が承継するものとする。

(附則第三条関係)

四 財団法人公庫住宅融資保証協会からの引継ぎ

昭和四十七年十一月二十九日に設立された財団法人公庫住宅融資保証協会からの引継ぎについて定めること。

(附則第六条関係)

五 業務の特例等

1 機構は、第五の業務のほか、当分の間、機構が承継する公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理及び回収等を行うものとする。

2 機構は、当分の間、第五及び1の業務のほか、この法律による廃止前の住宅金融公庫法（以下「旧公庫法」という。）、改正前の阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律及び改正前の高齢者の居住の安定確保に関する法律（これらの法律を適用し、又は準用する他の法律を含む。）の規定の例により、公庫がこの法律の施行前に受理した申込みに係る資金の貸付けの業務等を行うことができるものとする。

3 機構は、1及び2の業務（この法律による改正前の勤労者財産形成促進法の規定による貸付けに係るものを除き、公庫が平成十七年三月三十一日までに申込みを受理した資金の貸付けに係るものに限る。）に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定（以下「既往債権管理勘定」という。）を設けて整理しなければならないものとする。

4 既往債権管理勘定に属する債務のうち、政府が平成十七年三月三十一日までに公庫に貸し付けた資

金に係る債務で主務大臣が財務大臣と協議して定めるものの償還期限は、平成二十四年三月三十一日までの間において主務大臣が財務大臣と協議して定める日とすること。

(附則第七条関係)

六 住宅金融支援機構住宅地債券の発行

機構は、当分の間、一定の者に対し、住宅金融支援機構住宅地債券を発行することができるものとする。

(附則第八条関係)

七 特別損失

1 機構は、公庫の権利及び義務の承継の際、公庫の特別損失があるときは、当該金額に相当する金額を機構の特別損失として整理するものとする。

2 政府は、1の特別損失を埋めるため、機構に対して、平成十九年度から平成二十三年度までの間において、予算の範囲内で、交付金の交付を行うものとする。

3 機構は、2による交付金の交付を受けたことにより生ずる利益をもって1の特別損失を減額して整理するものとする。

(附則第九条関係)

八 住宅金融公庫法を廃止するものとする。

(附則第十条関係)

九 住宅の建設等に必要な長期資金の調達に係る施策の推進

政府は、機構の設立及び公庫の解散に際し、国民によるその負担能力に応じた住宅の建設等に必要な長期資金の調達に支障が生じないよう必要な施策の推進に努めるものとする。

(附則第二十二條關係)

十 この法律の施行に伴う所要の経過措置等について規定するとともに、關係法律の一部を改正するものとする。

(附則第十一條から第二十一條まで及び第二十三條から第四十九條まで關係)